

救急毛布等のクリーニング仕様書

下関市消防局が業務委託する救急毛布等のクリーニング及び集配業務における仕様は、次のとおりとする。

1 クリーニング物品

- (1) 救急毛布（夏期時の救急用タオルケットを含む）
- (2) 救急シート
- (3) 救急感染防止衣
- (4) 車両整備用ツナギ服
- (5) 寝袋

2 クリーニング集配場所及び場所別物品名

番号	集配署所名	住 所
	集配物品名	
1	消防局・中央消防署 毛布・シート・感染防止衣・寝袋	下関市岬之町17番1号
2	東消防署 毛布・シート・感染防止衣	下関市長府八幡町1番14号
3	〃 小月出張所 毛布・シート・感染防止衣	下関市小月茶屋二丁目3番5号
4	警防課機械係 車両整備用ツナギ服	下関市秋根西町一丁目5番10号
5	西消防署 毛布・シート・感染防止衣	下関市彦島本村町六丁目1番2号
6	北消防署 毛布・シート・感染防止衣	下関市綾羅木新町四丁目3番12号
7	〃 勝山出張所 毛布・シート・感染防止衣	下関市秋根西町一丁目5番10号
8	豊浦西消防署 毛布・シート・感染防止衣	下関市豊浦町大字吉永1875番地
9	〃 豊北出張所 毛布・シート・感染防止衣	下関市豊北町大字滝部3140番地の1
10	豊浦東消防署 毛布・シート・感染防止衣	下関市豊田町大字殿敷1886番地の3
11	〃 菊川出張所 毛布・シート・感染防止衣	下関市菊川町大字上岡枝772番地の2

3 クリーニングの集配回数及び予定集配枚数

(1) 集配回数

番号1から8の各課署所は第2、第4週の定められた曜日（祝日等により集配が困難な場合は前後の日）の集配とし、番号9から11の各署所は月1回の集配とする。（年間予定表を提出すること。）

なお、定められた曜日に収集する物品がない場合は、前日までに受託者へ連絡する。

(2) 予定集配枚数

別紙2「過去のクリーニング枚数実績表」により、業者の責任において予定枚数を見積もること。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 業務の報告

毎月の業務終了後、別添「クリーニング報告書」を提出すること。

6 委託料の支払い

クリーニング物品1枚あたりの単価で契約し、歴月ごとのクリーニング枚数に単価を乗じて得た額の合計額に1.10を乗じた額（1円未満の端数は切り捨てる。）を当月分として、翌月に支払う。

7 その他

(1) クリーニング物品の集配に係るすべての経費は、受託者の負担とする。

(2) 業務の一部また、すべての業務を再委託しないこと。